

富山市環境報告書

【第2部】

令和元年度版

(「第3期富山市地球温暖化防止実行計画」進捗状況
及び「富山市環境マネジメントシステム」運用実績)

富山市環境部環境政策課

富山市環境報告書 第2部 目次

◆第2部「第3期富山市地球温暖化防止実行計画」進捗状況及び「富山市環境マネジメントシステム」運用実績について

1 「富山市地球温暖化防止実行計画」について

- ・「富山市地球温暖化防止実行計画」の概要・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・「富山市地球温暖化防止実行計画」の進捗状況
 - 項目 1 エコオフィスに係る取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 項目 2 温室効果ガス排出原因活動実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 項目 3 新エネルギー・低公害車導入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(参考)「富山市環境マネジメントシステム」について

- 1 運用の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 システムの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 平成30年度の運用実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1 「第3期富山市地球温暖化防止実行計画」について

1 実行計画の概要・目的

- ① 実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく事務事業編として、全ての市町村に策定と公表が義務付けられており、富山市が実施している事務・事業に関し「温室効果ガスの排出量の削減」等に取り組むための計画です。
- ② 市自らが事業者・消費者として、職員全員の参加で地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行することにより、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、市全体における温室効果ガスの排出量の実質的な削減に寄与します。
- ③ 市が実行計画を策定し、市民・事業者の模範となって具体的な取組みを率先して行うことで市全域における温室効果ガスの排出量の削減への機運を高めます。

2 期間・基準年度

・この実行計画の期間は、平成28年度から令和2年度までの、5年間です。

また、温室効果ガス総排出量の基準年は、平成26年度とします。

3 対象

- ・本市の行政機構(本庁、行政サービスセンター、出先機関)において行う事務事業
- ・外部への委託等により実施する事務事業については、計画の対象としませんが、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

4 目標

- ・市のすべての事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を令和2年度までに基準年度比で6%の削減を目標とします。
- ・温室効果ガスの排出抑制、環境負荷の低減のために電気、燃料等各種使用量、廃棄物排出量を基準年度の実績値の1%を毎年削減することを目指します。

項目1 エコオフィスに係る取組（エコオフィスチェック）

- ・本庁舎、行政サービスセンター庁舎、環境センター庁舎、消防局本庁舎内の所属を対象に行っている取り組みです。
- ・電気使用量、公用車燃料使用量、水道使用量、紙類使用量、廃棄物排出量の削減について、各所属の職員が自己評価（5点満点）を四半期ごとに行っています。

●実施結果（平成30年度）

I 省資源・省エネルギーの推進（各種使用量の削減）

項目		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	年平均
電気	不要時・不要場所、退室・退庁時の消灯徹底	4.8	4.9	4.9	4.8	4.9
	外出時、長時間離席時はOA機器の電源を切る	4.0	4.1	4.1	4.1	4.1
	時間外勤務や休日勤務の削減（ノー残業デーの徹底）	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	直近の上下1～3階の移動には階段を使う	4.8	4.8	4.9	4.9	4.9
	18時に機器の電源を全て切り、その後は必要な機器のみ電源を入れる（業務に支障のない範囲で）	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
燃料	徒歩や自転車、公共交通機関を利用（公用車の使用抑制）	4.3	4.5	4.4	4.5	4.4
	公用車の相乗り及び計画的運行	4.6	4.7	4.7	4.8	4.7
	エコドライブ（アイドリングストップや急加速・急停止の自粛等）を実践する	4.7	4.7	4.8	4.8	4.7
	ブラインドを効率的に利用して、室内温度を調整する	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7
	空調設備の吹き出し口に物を置かない	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
水道	水を流しっぱなしにしない	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
	石けんや洗剤等を使いすぎない	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
紙類	資料作成の削減（資料の簡素化・ペーパーレス化、プリントアウト削減）	4.1	4.2	4.1	4.2	4.1
	両面コピーや裏面利用の徹底	4.2	4.3	4.3	4.3	4.3
	ミスコピーの防止（コピー部数・設定確認、コピー機リセット）	4.2	4.2	4.2	4.3	4.2
	使用済封筒の再利用	4.8	4.8	4.8	4.9	4.8

II 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

ごみの分別の徹底（可燃、不燃、プラ、缶・ビン、ペットボトル）	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8
紙類の分別排出徹底（新聞、段ボール、コピー用紙、雑誌等）	4.7	4.7	4.8	4.8	4.8
詰替え可能な製品や簡易包装を選択する（使い捨て製品や過剰包装の購入を控える）	4.6	4.6	4.7	4.7	4.7
マイバッグ、マイ箸、マイ水筒を使用する	4.4	4.5	4.5	4.5	4.5
備品等の長期使用、再使用を心掛ける	4.8	4.9	4.9	4.8	4.8

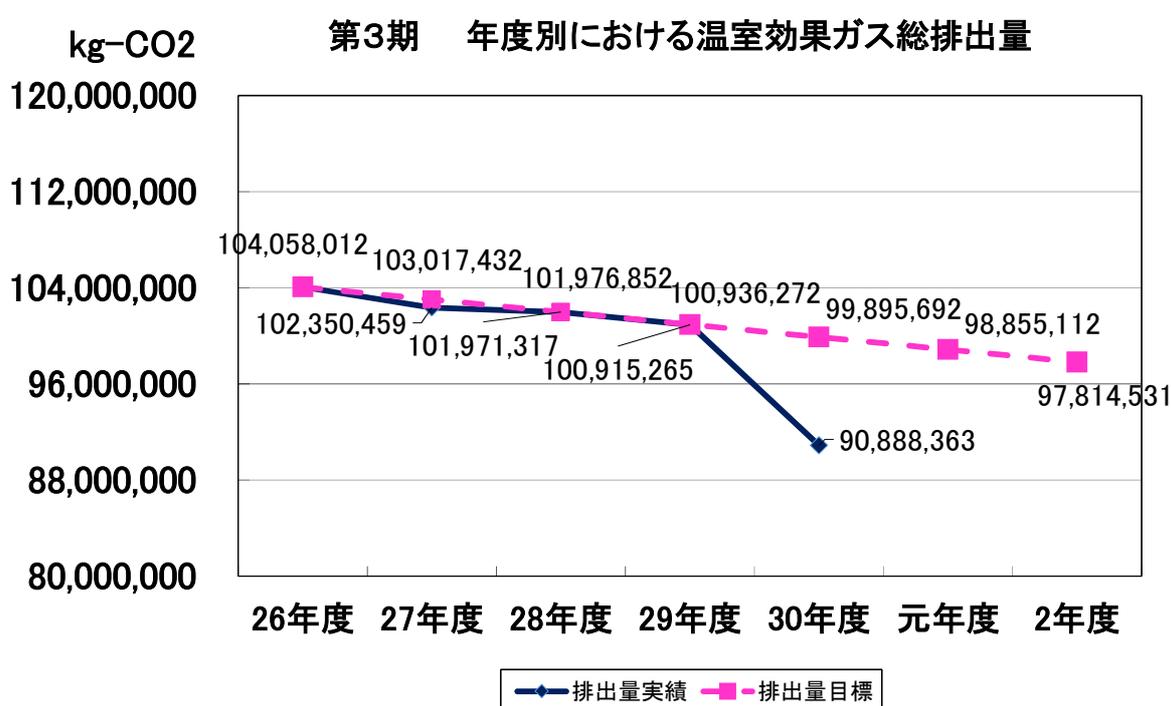
《評価基準》 5：確実に実行している（90%以上）
 3：ときどき実行している（50%以上）
 1：ほとんど実行していない（10%以上）

4：ほぼ実行している（70%以上）
 2：あまり実行していない（30%以上）
 0：実行していない

項目2 温室効果ガス排出原因活動実績（各種使用量の把握）

- ・全部局を対象に温室効果ガスの排出原因となる、各種エネルギー使用量や活動実績を把握しています。
- ・第3期地球温暖化防止実行計画では、温室効果ガス総排出量のほか、電気や燃料等各種エネルギー使用量、廃棄物排出量を基準年度(平成26年度)比で6%削減を目標に掲げています。
- ・なお、本計画で対象とする温室効果ガスは、本市の事務事業により排出される二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類とします。

●温室効果ガス総排出量(全部局)



富山市の実施する事務事業から排出された平成30年度の温室効果ガス総排出量は、90,888,363kg-CO₂であり、基準年度(平成26年度)比で13,169,649 kg-CO₂(12.7%)減少、前年度(平成29年度)比では10,026,902 kg-CO₂(9.9%)の減少となり、目標を達成しています。

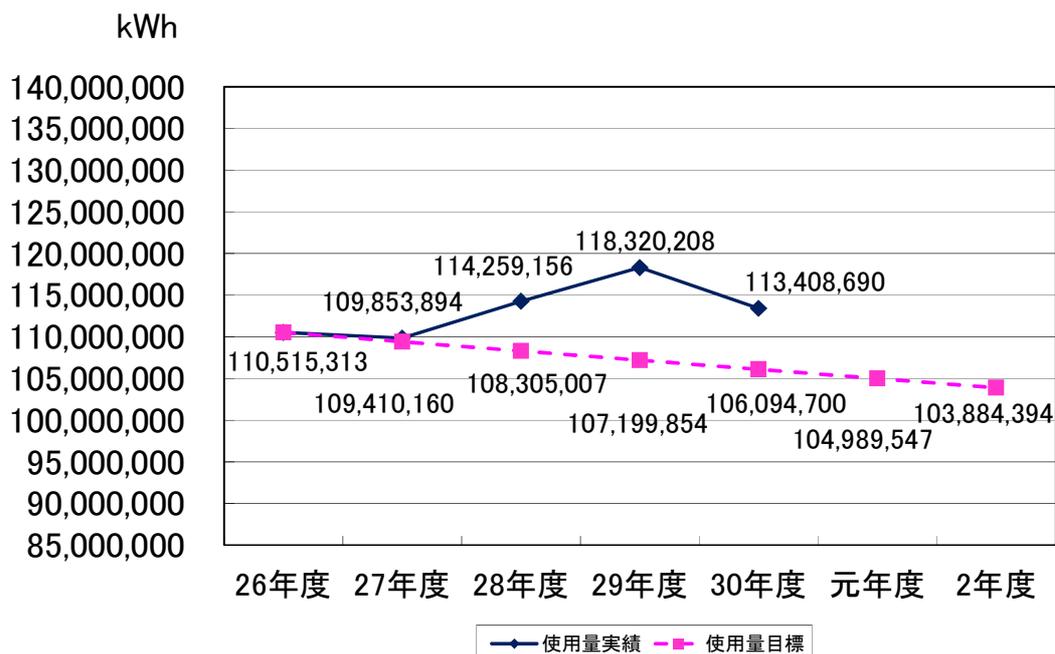
なお、総排出量に占める温室効果ガスの種類別割合は、二酸化炭素(CO₂)95.94%、一酸化二窒素(N₂O)2.58%、メタン(CH₄)1.47%、ハイドロフルオロカーボン(HFC)0.01%となっており、エネルギー起源CO₂が大半となっています。

前年度と比べ、総排出量が大きく減少した要因として、北陸電力(株)算定の電力使用に係るCO₂排出係数が0.640(平成29年度)から0.593(平成30年度)に改善したことが挙げられます。

また、昨年度は暖冬の影響もあり、冬期間における電気、軽油、灯油等のエネルギー使用量が大きく減少したことも要因の1つとなっています。主なものとして、電気使用量は消雪装置の使用頻度の減少、軽油は牛岳温泉スキー場の圧雪機の稼働の減少、灯油は小・中学校等でのストーブ利用の減少が挙げられます。

●電気使用量(全部局)

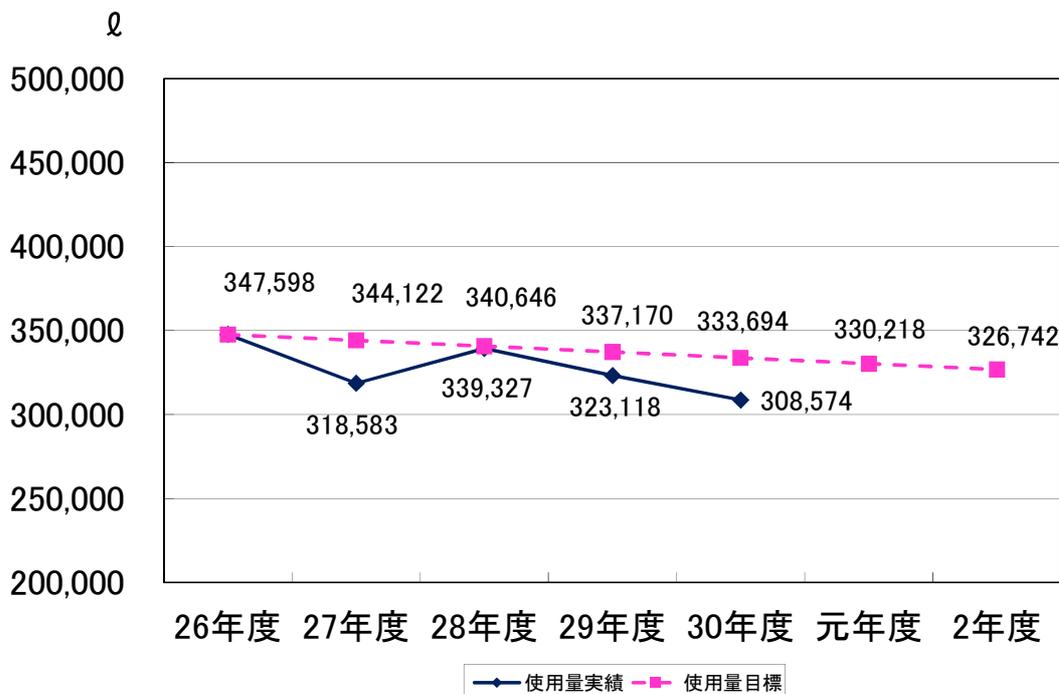
電気使用量(全部局)



平成30年度の電気使用量は、基準年度（平成26年度）比で2,893,377 kWh(2.6%)増加、前年度（平成29年度）比では4,911,518 kWh(4.2%)減少となりました。
 ※減少の主な要因は、温室効果ガス総排出量（P.3）に記載のとおりです。

●ガソリン使用量(全部局)

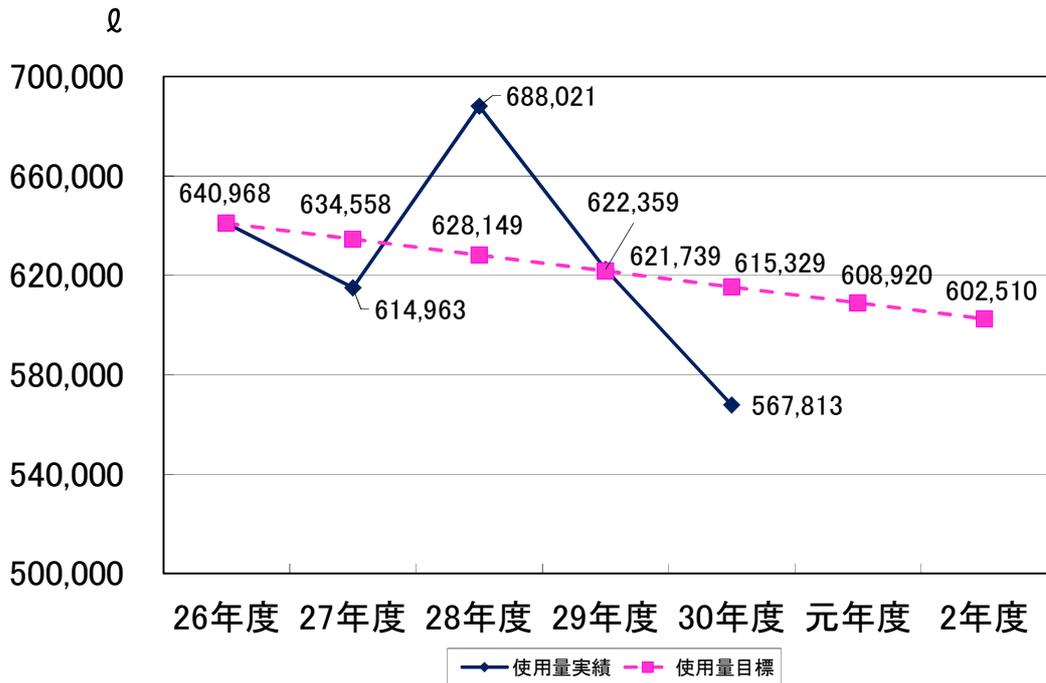
ガソリン使用量(全部局)



平成30年度のガソリン使用量は、基準年度（平成26年度）比で39,024 ℓ(11.2%)減少、前年度（平成29年度）比では14,545 ℓ(4.5%)減少し、目標値を達成しています。

● 軽油使用量 (全部局)

軽油使用量(全部局)

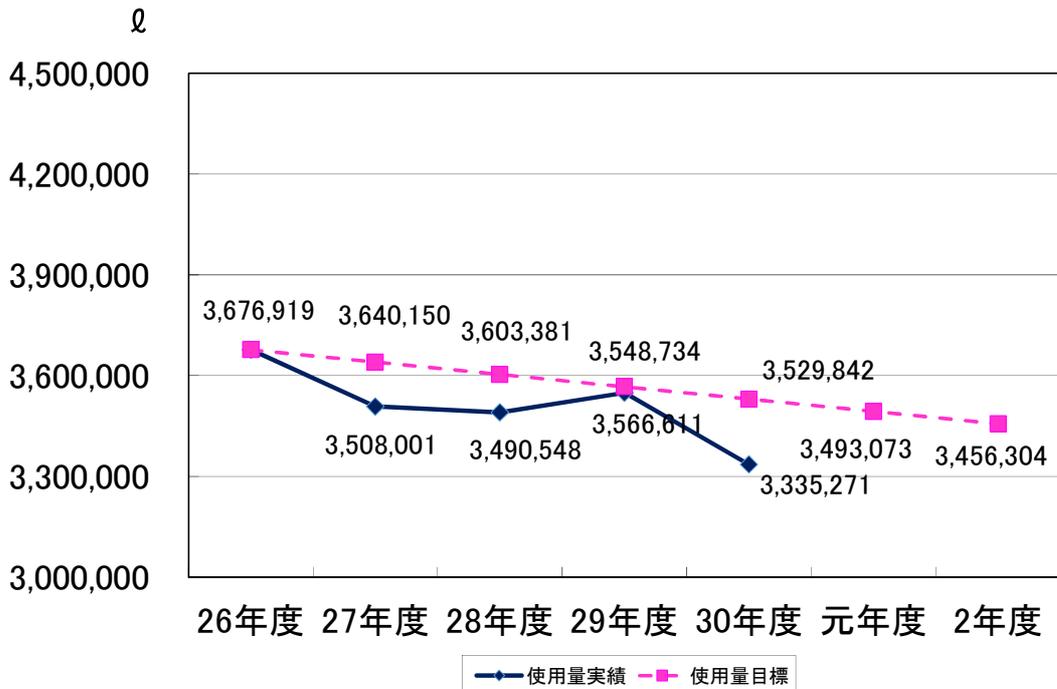


平成 30 年度の軽油使用量は、基準年度（平成 26 年度）比で 73, 155 ℓ(11.4%)減少、前年度（平成 29 年度）比では 54, 546 ℓ(8.8%)の減少となりました。

※減少の主な要因は、温室効果ガス総排出量（P. 3）に記載のとおりです。

● 灯油使用量 (全部局)

灯油使用量(全部局)

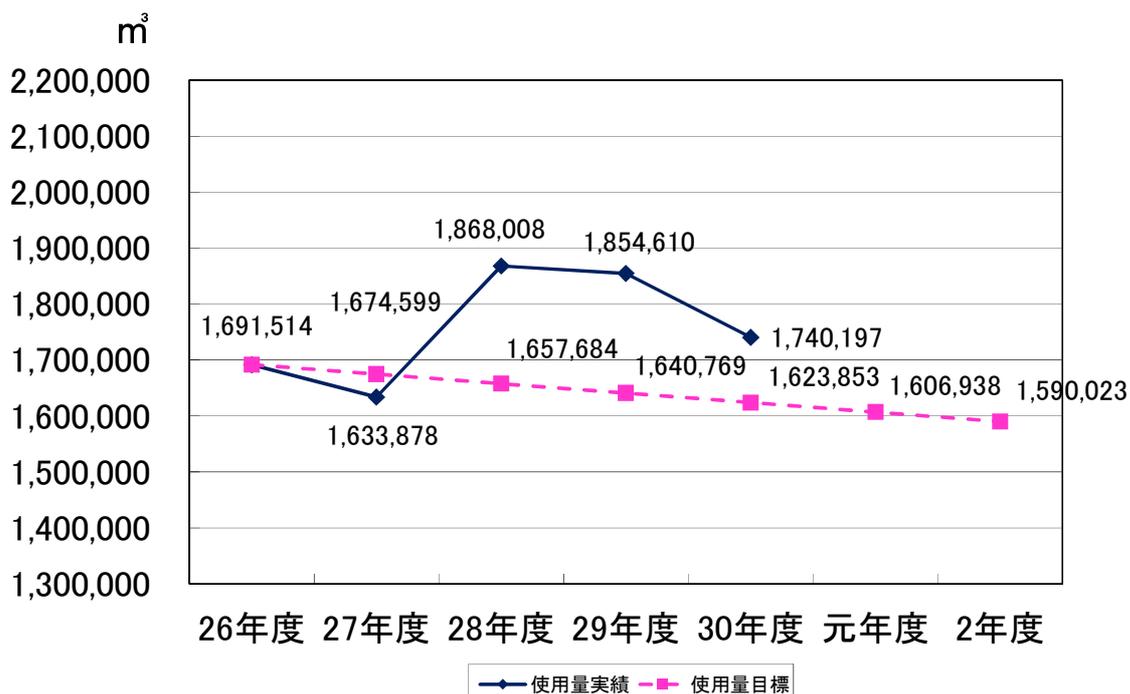


平成 30 年度の灯油使用量は、基準年度（平成 26 年度）比で 341, 648 ℓ(9.3%)減少、前年度（平成 29 年度）比で 213, 463 ℓ(6.0%)の減少となりました。

※減少の主な要因は、温室効果ガス総排出量（P. 3）に記載のとおりです。

●都市ガス使用量(全部局)

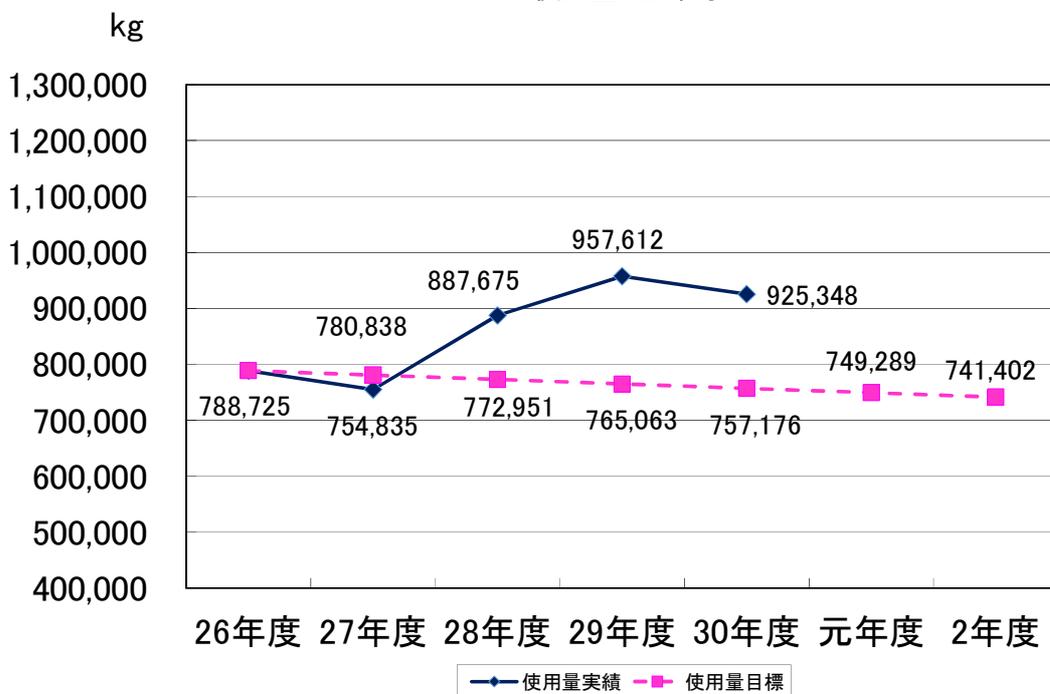
都市ガス使用量(全部局)



平成 30 年度の都市ガス使用量は、基準年度（平成 26 年度）比で 48,683m³（2.9%）増加、前年度（平成 29 年度）比で 114,413m³（6.2%）と減少となりました。

●LPG 使用量(全部局)

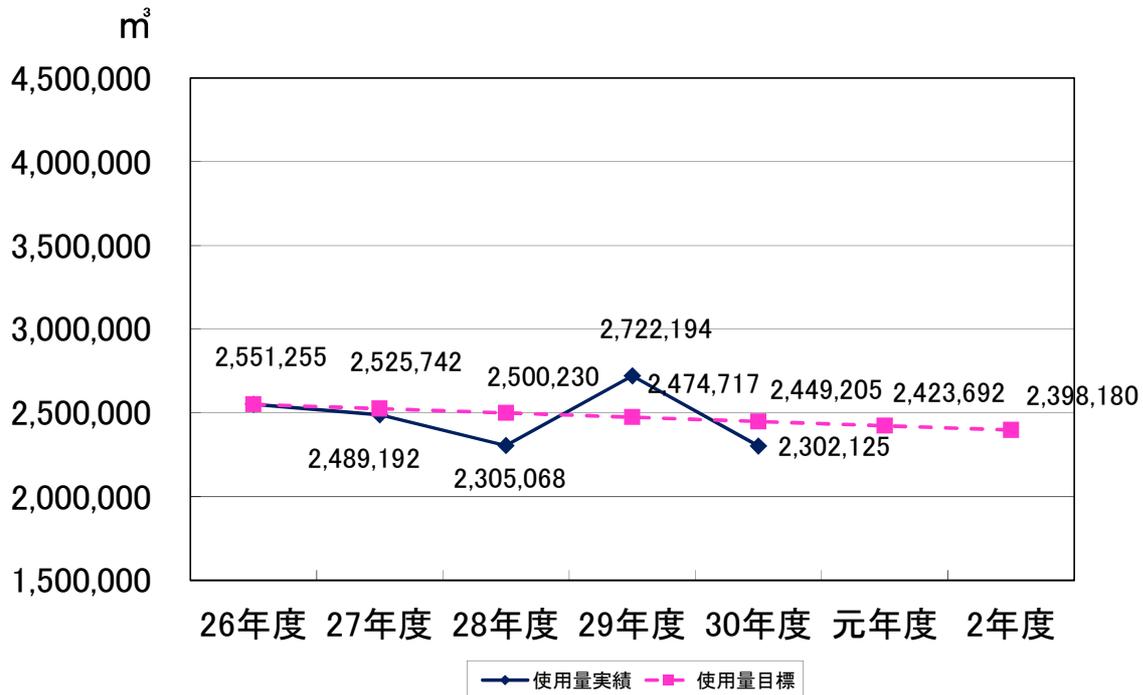
LPガス使用量(全部局)



平成 30 年度の L P G使用量は、基準年度（平成 26 年度）比で 136,623 kg（17.3%）増加、前年度（平成 29 年度）比で 32,264 kg（3.4%）減少となりました。

● **水使用量(全部局)**

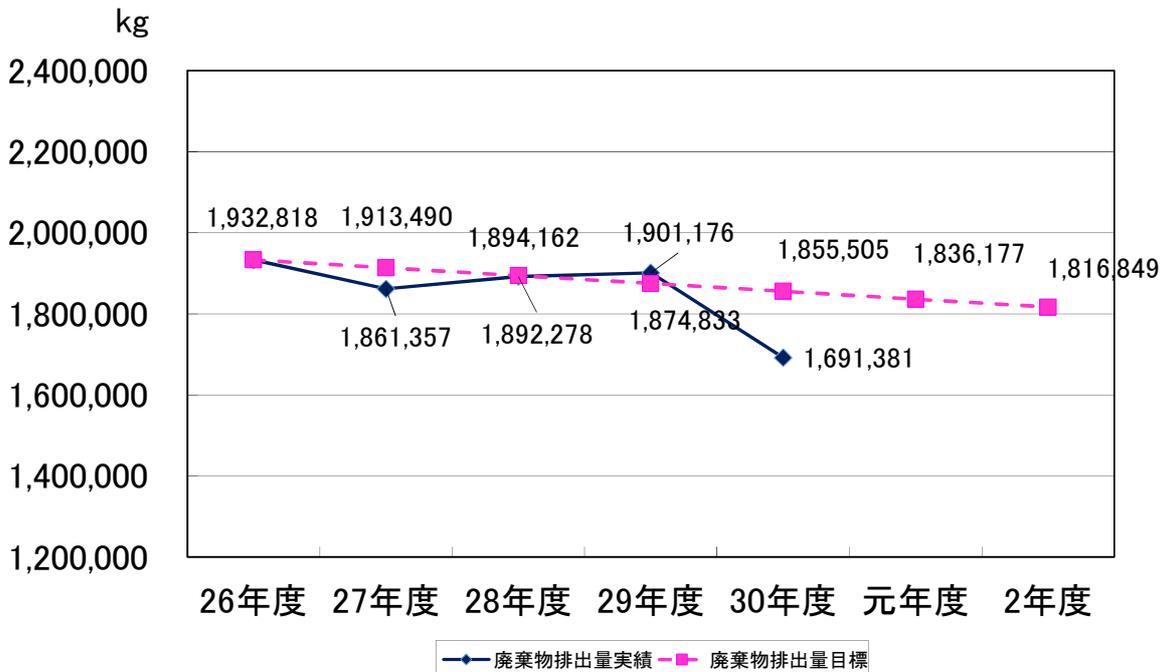
水使用量(全部局)



平成30年度の水使用量は、基準年度（平成26年度）比で249,130m³（9.8%）減少、前年度（平成29年度）比で420,069m³（15.4%）減少となりました。

● **廃棄物排出量(全部局)**

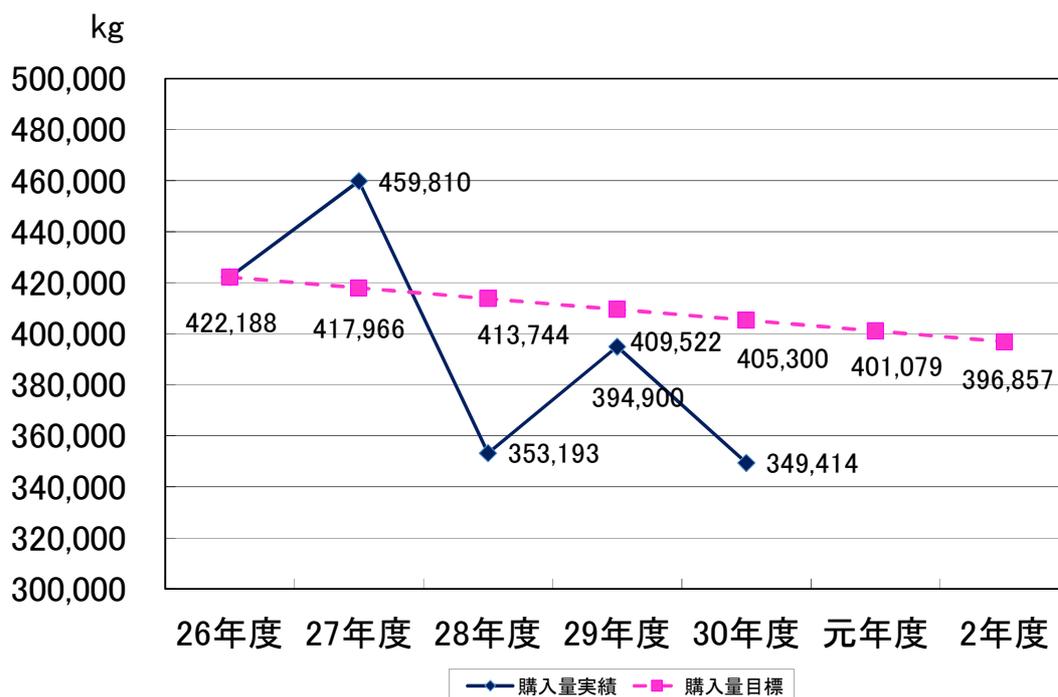
廃棄物排出量(全部局)



平成30年度の廃棄物排出量は、基準年度（平成26年度）比で241,437 kg（12.5%）減少、前年度（平成29年度）比で、209,795 kg（11.0%）の減少となりました。

●紙資源購入量(全部局)

紙資源購入量(全部局)



平成30年度の紙資源購入量は、基準年度（平成26年度）比で72,774 kg(17.2%)減少、前年度（平成29年度）比でも45,486 kg(11.5%)減少しており、目標を達成しています。

項目3 新エネルギー・低公害車導入状況

・全部局を対象に、新エネルギーと低公害車の導入状況を把握しています。

●新エネルギー及び低公害車導入状況(平成30年度実績)

区分	主体	導入施設名	設備概要	導入年月	利用目的
太陽光発電	富山市 (学校施設課)	富山市倉垣 小学校	10kW	平成30年7月	施設利用
太陽光発電	富山市 (学校施設課)	富山市浜黒崎 小学校	5kW	平成30年7月	施設利用
太陽光発電	富山市 (学校施設課)	富山市奥田北 小学校	10kW	平成30年8月	施設利用
太陽光発電	富山市 (学校施設課)	富山市岩瀬 中学校	10kW	平成31年3月	施設利用
ハイブリッド 自動車	富山市	道路河川整備課	トヨタ カローラ フィールダー	平成30年6月	公用車
ハイブリッド 自動車	富山市	管財課	アルファード ハイブリッド	平成30年11月	公用車

(参考)

**富山市環境マネジメントシステム
運用実績**

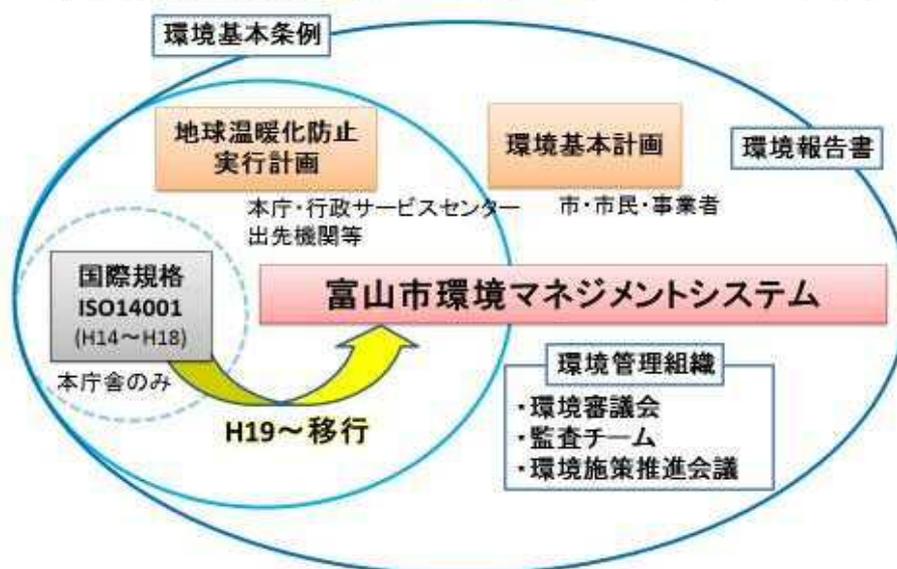
「富山市環境マネジメントシステム」について

1 運用の趣旨

本市では、環境に関する最上位計画となる「環境基本計画」及び事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を推進する「地球温暖化防止実行計画」を策定しています。

これらの計画を効率的・効果的に運用管理していくため、平成19年度から独自の環境マネジメントシステムを構築し、環境施策の総合的かつ計画的な推進と市の事務事業の実施による環境負荷の低減を図っています。

◆富山市環境マネジメントシステムのイメージ図



2 システムの概要

1 対象範囲

原則として全庁の全組織を対象としています。ただし、一部対象としていない管理対象項目があります。

2 環境方針

環境方針を定め、職員及び常駐する委託業者等に周知します。

3 組織

環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための庁内組織として設置している富山市環境施策推進会議に事務局である環境政策課が計画の進捗状況を報告し、連絡調整を行っています。

また、事務局は計画の進捗状況を、環境施策の実施状況や環境に関する調査及び審議を行うため設置されている富山市環境審議会に報告し、意見や提言を受けます。

4 管理対象項目

富山市環境マネジメントシステムにより管理する項目は、次のとおりです。

管理対象項目		本庁舎・行政サービスセンター・環境センター庁舎・消防局本庁舎	左記以外の所属	測定・実施サイクル等	(参考) 環境報告書
環境基本計画に位置づけられた指標・目標		該当所属		年1回報告	第1部に掲載
地球温暖化防止実行計画	エコオフィスに係る取組み（公用車燃料、紙類含む）	年4回報告	対象外	年4回報告	第2部に掲載
	事務事業に伴う温室効果ガス排出量				
	①エネルギー管理支援システム（電気・ガス・灯油等のエネルギー起源CO ₂ の各種エネルギー使用量）	年1回報告		毎月入力	
	②非エネルギー起源CO ₂ の温室効果ガス排出実績	年1回報告		年1回報告	
	紙購入量・水使用量・廃棄物排出量	年1回報告		年1回報告	
新エネルギー及び低公害車導入		年1回報告		年1回報告	

5 その他の取り組み

その他、環境マネジメントシステムに含まれる取り組みについては以下のとおりです。

① 環境関連法等の遵守確認（年1回） 庁舎及び施設等管理所属対象

市が事業者として規制を受ける環境関連法の法律・条例、協定、覚書等を把握し、遵守状況を確認します。

② マネジメントシステム研修（年1回） 全所属対象

システムに関する職員の知識及び技能、職員の環境に対する意識の向上を図るため、必要な研修を実施します。

③ 環境監査（年1回） 全所属対象

外部専門委員と市職員で構成する監査チームによる監査を実施し、システムの運用状況の確認及びシステムの向上を目指します。

3

平成 30 年度の運用実績（その他の取組み）

① 環境関連法等の遵守について

(1) 環境関連法等の遵守状況について（平成 30 年度）

※平成 30 年度の環境監査の指摘を踏まえ、今年度より本庁舎・行政サービスセンター・中核型地区センター・環境センター・消防局本庁舎を管理する所属に加え、上下水道局庁舎・市民病院及び環境管理事務局（環境政策課）が別に指定する施設を管理する所属を対象に追加している。

項目	本庁舎	消防局	環境センター	大沢野行政 S C	大山行政 S C	八尾行政 S C	婦中行政 S C	地区センター 山田中核型	地区センター 細入中核型	上下水道局	市民病院
①大気汚染防止法	○		○	○	○	○	○				○
②騒音規制法	-										
③富山県地下水の採取に関する条例	○	○					×			○	○
④水質汚濁防止法	-	-		-	-		-	-	-		
⑤富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	○			○			○			○	
⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
⑦電気事業法	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	
⑧富山県公害防止条例									-		
⑨水道法	○	○		○	○	×	○				○
⑩高圧ガス保安法						○					
⑪消防法(危険物貯蔵施設)	○	○		○	○		○				
⑫消防法(消防用施設等)	○	×	○	×	○	×	×	×	○	×	
⑬富山市火災予防条例								-	-		
⑭労働安全衛生法	○					○					
⑮特定家庭用機器再商品化法		-	-	-	-	-	-	-	-		
⑯フロン類の使用の合法化及び管理の適正化に関する法律	○	*1		○	○	○	○	○			○
⑰使用済自動車の再資源化に関する法律										-	
⑱ダイオキシン類対策特別措置法											
⑲下水道法											○

※ ○：基準を遵守している ×：不備あり -：監視測定不要

*1：改修工事を行っていたため、未実施

*2：外郭団体（スキー場営業者協議会）で県薬剤師会を通して管理している

*3：平成 30 年度は未実施

項目	ガラス造形 研究所	ガラス美術館	保健所	まちなか総合 ケアセンター	公営競技 事務所	牛岳温泉 スキー場	地方卸売市場	流杉浄水場	浜黒崎浄化 センター	図書館	科学博物館
①大気汚染防止法									○		
②騒音規制法											
③富山県地下水の採取に関する 条例							○		○		
④水質汚濁防止法									○		
⑤富山市廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例					○		○			○	
⑥廃棄物の処理及び清掃に関す る法律	○		○	○		○		○		○	○
⑦電気事業法	○	○	○	○			×	×	○		○
⑧富山県公害防止条例									○		
⑨水道法			○			*2	○				○
⑩高圧ガス保安法							○				
⑪消防法(危険物貯蔵施設)						○		○	○		
⑫消防法(消防用施設等)	×	○	×	○	○	○	×	×			×
⑬富山市火災予防条例											
⑭労働安全衛生法											
⑮特定家庭用機器再商品化法	-	-		-	-					○	-
⑯フロン類の使用の合法化及び 管理の適正化に関する法律		○	○	○			○		○		*3
⑰使用済自動車の再資源化に関 する法律											
⑱ダイオキシン類対策特別措置 法									○		
⑲下水道法											

※ ○:基準を遵守している ×:不備あり -:監視測定不要

*1:改修工事を行っていたため、未実施

*2:外郭団体(スキー場営業者協議会)で県薬剤師会を通して管理している

*3:平成30年度は未実施

(2) 不備ありの項目について

「不備あり」の項目の内容及び今後の是正見込みは以下のとおりです。

所管施設	項目	内容	今後の是正見込み
消防局	⑦	(1) 引込み CVT ケーブル経年劣化による絶縁不良の恐れ (2) 高圧コンデンサ経年劣化による絶縁不良の恐れ	(1) 今後検討 (2) 令和元年6月取替済
	⑫	・屋内消火栓設備のポンプ呼水槽ボールタップ動作不良 ・誘導灯の蓄電池容量不足	修繕予定（令和元年度）
環境センター	⑦	・引込み用 CA ケーブルの経年劣化	平成30年11月修繕済
大沢野行政サービスセンター	⑫	・自動火災報知設備（予備電池容量不足・感知器感度不良） ・防排煙制御設備（予備電池容量不足）	平成30年9月改修済
大山行政サービスセンター	⑦	・市民センター4階分電盤不良	平成30年6月修繕済
八尾行政サービスセンター	⑨	・防虫網欠損	平成30年9月修繕済
	⑫	・自動火災報知設備不作動 ・消火器使用年限超過	平成30年10月修繕済
婦中行政サービスセンター	③	・融雪に使用したことによる地下水の採取量の規制基準超過	節水の徹底
	⑫	(1) 消火器不備1本 (2) 誘導灯用バッテリー不良1台 (3) 蓄電池設備（バッテリー液低レベル） (4) 屋内消火栓設備（ホース検査不合格4本） (5) 防排煙制御設備不備	(1) 平成31年2月購入済 (2) 平成30年9月修繕済 (3) 平成30年10月補充済 令和元年7月取替予定 (4) 平成30年9月購入済 (5) 平成30年10月調整済
山田中核型地区センター	⑫	・水圧不足（屋内消火栓設備）	平成30年7月改修済
上下水道局	⑫	・副受信機の電源が「断」のため改修が必要	改修予定（時期未定）
富山ガラス造形研究所	⑫	・消火器1本10年経過	平成30年12月更新済
保健所	⑫	・誘導灯器具不良 ・防火戸閉鎖不良 ・屋外消火栓表示不鮮明	令和元年7月修繕済
地方卸売市場	⑦	・発電機保温ヒーター不良	今後検討
	⑫	・感知器、発信器等の不良	修繕予定（令和元年度）

流杉浄水場	⑦	・照明設備及び揚砂ポンプ絶縁不良	平成 30 年 10 月に電気配線の改修、絶縁不良照明の取替実施済
	⑫	・H30 年で耐用年数切れとなる消火器が 5 本有	平成 30 年 10 月に新品と交換済
科学博物館	⑫	・消火器 9 本 ・ホース 8 本耐圧試験未実施 ・バッテリー 1 台不良	平成 31 年 1 月改修済

② マネジメント研修について（平成 30 年度）

平成 20 年度から各部局に環境マネジメントシステムに関する資料を配布し、研修の実施及びその報告を義務付けており、平成 30 年度も全部局を対象に実施しました。

今後も各職員への環境マネジメントシステムに関する情報を共有できるよう実践します。

③ 環境監査について

（1）環境監査実施内容（平成 30 年度）

監査対象部局等	企画管理部（職員研修所）、市民生活部（大山行政サービスセンター総務課）、市民生活部（婦中行政サービスセンター総務課）、市民生活部（山田中核型地区センター）、市民生活部（細入中核型地区センター）、建設部（公園緑地課） 計 6 部局
監査対象期間	平成 30 年 1 月 1 日 ～ 平成 30 年 12 月 31 日
監査日程(実地)	平成 31 年 1 月 30 日（水）、平成 31 年 2 月 1 日（金）
監査チームの構成・氏名	監査委員長：藤井 徹 副監査委員長：藤村 勝詞（環境部次長） 主任環境監査員：藤井 徹、近藤 隆之 環境監査員：松本 浩明、前川 祐喜子（環境政策課）
監査の重点事項	・目標の達成状況、対策の実施状況及びその評価並びに不適合、予防処置の実施状況 ・法令等の遵守状況 ・システムの運用管理状況、見直し等の状況
前回監査結果に基づく事項	産業廃棄物保管場所を示す掲示板について、法に定める規格を満たすこと。 フロン排出抑制法に基づく簡易点検について、チェックリストに基づく記録簿を作成すること。 マニフェストの発行と返却状況の管理を徹底すること。

(2) 監査結果の概要

判断区分	指摘事項
要改善事項	要改善事項なし
指導事項	<p>2 所属に対して指導事項があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理法に定める保管場所を示す表示板の設置、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出、マニフェストの返却状況の管理について、法に定める要件を満たしていなかったもの（1 所属） ・大気汚染防止法に基づく特定施設である冷温水発生器の煤煙測定の頻度に関するもの（1 所属）
良	<p>6 所属 10 項目に対して「良」と判断された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の稼働実績に関するもの（1 所属） ・グリーン購入法適合品を購入しているもの（1 所属） ・課内の整理整頓に関するもの（1 所属） ・一般廃棄物の分別を確実に実施しているもの（1 所属） ・廃棄物処理法、フロン排出抑制法の取組に関するもの（1 所属） ・環境基本計画における目標を全て達成しているもの（1 所属） ・SDGs に関する研修を実施しているもの（1 所属） ・不在時の消灯や間仕切り等を活用し、省エネに努めているもの（2 所属） ・エコオフィス活動の取組に関するもの（1 所属）
優	<p>3 所属 3 項目に対して「優」と判断された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏水等の異常を早期に発見し対応するため、用務員が毎日水道メーターを確認し、異常な使用が無いか確認・記録しているもの。 ・「呉羽丘陵・フットパス検討事業」では、環境に加え、健康の増進及び里山の理解、また、「梨剪定枝等のバイオマス利活用実証事業」では、元々近くで焼却していたものを炭に加工し再利用することを検討されているほか、小学生を対象に加工の過程などを泊まりで紹介しているもの。 ・「緊急事態等対応手順書」（重油の漏洩、火災発生）を策定し、平成 30 年 11 月 9 日に訓練を実施し、その結果を記録として残しているもの。

(3) 推奨事項

- ・設定ミスによるミスコピーを減らすために、裏紙利用、両面コピー等の設定手順をコピー機の前に張り出すことを推奨する。

(4) 総合監査所見

管理項目	所見内容
環境基本計画に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度監査対象所属に、環境基本計画に係る環境目標を持つ所属は1所属で、全ての目標を達成している。創意工夫して取り組みの成果を上げていることは評価される。
温室効果ガス削減活動	<ul style="list-style-type: none"> ・エコオフィス活動は定着しているが、評価の基準が自己評価のみで採点に苦慮しているところがうかがわれる。 ・本年度から公共施設を所管する全ての所属に導入された「多施設エネルギー管理支援システム（まるちーず）」は、エネルギー使用量の把握や前月との比較分析など、有効に活用されており、職員の省エネ意識の向上が見受けられた。
法規制等の遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部局から各所属に対して「環境関連法規等」を示しているが、法令遵守には細部まで適切に内容を把握する必要があるとして、法令改正への対応など各所属において実施されている。 ・一部の所属において、「産業廃棄物処理法」（水銀含有廃棄物）や「大気汚染防止法」といった近年重視されている法律の基本的な部分で基準や要件を満たしていなかった。全所属が、法令遵守の原則を再認識する必要がある。
環境マネジメントシステムの普及状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコオフィスの自己チェック」の実施と同時に、研修の一環として、環境先進都市としての取組状況や環境に関する意識啓発を実施しており、環境マネジメントシステムについて一定の理解が進んでいるが、活動に伴う成果が見えにくいことから立ち止まり感も見られる。

(5) 提案事項

提案事項	内容
環境活動の見直し	<p>エコオフィス活動の取組内容について、周知や研修を実施されることを提案する。例えば、自動車燃料使用量の削減で、エコドライブ等の活動を求めているが、具体的なエコドライブの実践方法を周知し、職員向けの講習会を開催されることを提案する。</p> <p>さらに、エコドライブを実施したかどうかを記録することを求めると、常にエコドライブ等を意識するようになる。乗車記録にエコドライブの項目を加えるだけで、エコドライブを実施したかどうか把握できる。</p> <p>また、紙使用量の削減では、コピー機の設定によるコピーミスを防ぐために、コピー機の前に設定手順マニュアルを設置することを推奨する。</p>
法令遵守	<p>法規所管課から法令の改廃状況等の情報提供をすることは、施設所管課の認識を統一する上で非常に良い取組である。</p> <p>しかし、細部での法令要求事項まで浸透していないところが見られるので、具体的な対応まで指導されることを提案する。</p>

危機管理	<p>危機管理については、全庁的に徹底されているが、環境に関するリスクのみを検討するのではなく、所属が所管する業務全体を見たリスクを拾い出し、その中に環境に関するものがあれば、それを抽出する手法の採用を提案する。</p>
SDG s 未来都市としての職員の意識向上	<p>SDG s 未来都市として、他自治体のモデルとなるよう「富山市SDG s 未来都市計画」に掲げる取組等を着実に推進していくために、関連業務に携わる部署のみならず、全庁的な取組として職員一人ひとりの意識向上を図り、行動を実践できるよう、SDG s の理解を深める職員研修等を実施することを提案する。</p>
実効性ある省エネ対策等の推進	<p>富山市では、環境先進都市として国の温室効果ガス排出量削減目標に合わせて、今年度末に地球温暖化対策推進法に基づく実行計画（区域施策編及び事務事業編）を改定し、計画に掲げる削減目標の大幅上方修正が予定されている。</p> <p>将来的な目標達成の実現に向けて、今年度から導入した多施設エネルギー管理支援システム（まるちーず）を有効に活用し、適切なエネルギー管理とあわせて、新たな省エネ対策の施策検討を行うことを提案する。</p>
監査対象所属の拡大検討	<p>現行の環境マネジメントシステムマニュアルでは、エコオフィスチェックや環境関連法規等の測定状況について、本庁舎や行政サービスセンター、中核型地区センター、環境センター、消防局本庁舎を管理する所属に限定している。</p> <p>しかしながら、富山市には、上記以外にも公共施設として管理している所属や環境関連法規制の対象となる施設が数多くあることから、環境マネジメントシステムの運用を見直し、監査対象施設の拡大を検討することを提案する。</p> <p>※令和元年度より、環境関連法規等の測定状況については、上記所属のほか、上下水道局庁舎・市民病院及び環境管理事務局（環境政策課）が別に指定する施設を管理する所属を追加している。</p>

富山市環境報告書 第2部 令和元年度版
令和元年10月

編集・発行 富山市環境部環境政策課
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL : 076-443-2053 FAX:076-443-2122
e-mail:kankyousei-01@city.toyama.lg.jp
